

「i チャンネル配信 ASP サービス約款」

【改定される条文】

改定前（2010年6月3日）	改定後（2010年6月22日）
<p>第19条（専属的合意管轄裁判所） 利用者と当社及び代理店との間における本サービスに関わるすべての紛争、トラブルなどについて訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて盛岡簡易裁判所又は盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第19条（専属的合意管轄裁判所） 利用者と当社及び代理店との間における本サービスに関わるすべての紛争、トラブルなどについて訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>